

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和8年1月20日以降適用版)	改定案(令和8年4月以降適用版)	改定理由																																				
9	監督の実施	<p>(監督の実施) 第3条 監督員等は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。 なお、関連図書及び条項の欄は下記のとおりとする。 約款・・・・・・・・建設工事請負基準約款 標仕・・・・・・・・土木工事標準仕様書 適正化法・・・・・・・・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 適正化指針・・・・・・・・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針</p> <table border="1" data-bbox="457 646 1504 1774"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>業務内容</th> <th>関連図書及び条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 契約の履行の確保</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 契約図書の内容の把握</td> <td>請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。</td> <td>標仕第1編 1-1-1-3</td> </tr> <tr> <td>(2) 施工計画書の受理</td> <td>受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受注者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙—1により省略の可否について判断する。</td> <td>標仕第1編 1-1-1-6</td> </tr> <tr> <td>(3) 施工体制の把握</td> <td>「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日伺定)により現場における施工体制の把握を行う。</td> <td>適正化法 第15条 適正化指針 第2 5. (5)</td> </tr> <tr> <td>(4) 約款及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等</td> <td>約款及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款第1条第3項に係るものは不要)</td> <td>約款第10条 (監督員) 標仕第1編 1-1-1-8 (様式—3)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	業務内容	関連図書及び条項	1. 契約の履行の確保			(1) 契約図書の内容の把握	請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。	標仕第1編 1-1-1-3	(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受注者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙—1により省略の可否について判断する。	標仕第1編 1-1-1-6	(3) 施工体制の把握	「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日伺定)により現場における施工体制の把握を行う。	適正化法 第15条 適正化指針 第2 5. (5)	(4) 約款及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	約款及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款第1条第3項に係るものは不要)	約款第10条 (監督員) 標仕第1編 1-1-1-8 (様式—3)	<p>(監督の実施) 第3条 監督員等は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。 なお、関連図書及び条項の欄は下記のとおりとする。 約款・・・・・・・・建設工事請負基準約款 標仕・・・・・・・・土木工事標準仕様書 適正化法・・・・・・・・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 適正化指針・・・・・・・・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針</p> <table border="1" data-bbox="1593 657 2623 1770"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>業務内容</th> <th>関連図書及び条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 契約の履行の確保</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 契約図書の内容の把握</td> <td>請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。</td> <td>標仕第1編 1-1-1-3</td> </tr> <tr> <td>(2) 施工計画書の受理</td> <td>受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受注者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙—1により省略の可否について判断する。</td> <td>標仕第1編 1-1-1-6</td> </tr> <tr> <td>(3) 施工体制の把握</td> <td>「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日伺定)により現場における施工体制の把握を行う。</td> <td>適正化法 第15条 適正化指針 第2 5. (5)</td> </tr> <tr> <td>(4) 約款及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等</td> <td>約款及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款第1条第3項に係るものは不要)</td> <td>約款第10条 (監督員) 標仕第1編 1-1-1-8 (様式—3 工事打合簿)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	業務内容	関連図書及び条項	1. 契約の履行の確保			(1) 契約図書の内容の把握	請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。	標仕第1編 1-1-1-3	(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受注者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙—1により省略の可否について判断する。	標仕第1編 1-1-1-6	(3) 施工体制の把握	「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日伺定)により現場における施工体制の把握を行う。	適正化法 第15条 適正化指針 第2 5. (5)	(4) 約款及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	約款及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款第1条第3項に係るものは不要)	約款第10条 (監督員) 標仕第1編 1-1-1-8 (様式—3 工事打合簿)	表記の見直し
項目	業務内容	関連図書及び条項																																						
1. 契約の履行の確保																																								
(1) 契約図書の内容の把握	請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。	標仕第1編 1-1-1-3																																						
(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受注者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙—1により省略の可否について判断する。	標仕第1編 1-1-1-6																																						
(3) 施工体制の把握	「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日伺定)により現場における施工体制の把握を行う。	適正化法 第15条 適正化指針 第2 5. (5)																																						
(4) 約款及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	約款及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款第1条第3項に係るものは不要)	約款第10条 (監督員) 標仕第1編 1-1-1-8 (様式—3)																																						
項目	業務内容	関連図書及び条項																																						
1. 契約の履行の確保																																								
(1) 契約図書の内容の把握	請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。	標仕第1編 1-1-1-3																																						
(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受注者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙—1により省略の可否について判断する。	標仕第1編 1-1-1-6																																						
(3) 施工体制の把握	「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日伺定)により現場における施工体制の把握を行う。	適正化法 第15条 適正化指針 第2 5. (5)																																						
(4) 約款及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	約款及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款第1条第3項に係るものは不要)	約款第10条 (監督員) 標仕第1編 1-1-1-8 (様式—3 工事打合簿)																																						

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和8年1月20日以降適用版)	改定案(令和8年4月以降適用版)	改定理由																																				
13	監督の実施	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="454 346 697 787"></td> <td data-bbox="697 346 1181 787"> <p>③支給（貸与）品の確認</p> <p>④事業損失防止家屋調査結果の確認又は立会</p> <p>⑤受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥工事区域用地の把握</p> <p>⑦その他必要な事項</p> </td> <td data-bbox="1181 346 1489 787"> <p>標仕第1編 1-1-1-20</p> <p>標仕第1編 1-1-1-44</p> <p>約款 第17条 (工事用地の確保等)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-10</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 787 697 1039">(2) 指定材料の確認</td> <td data-bbox="697 787 1181 1039"> <p>別表1及び設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに確認する。</p> </td> <td data-bbox="1181 787 1489 1039"> <p>約款第14条（工事材料の品質及び検査等）</p> <p>約款第15条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）</p> <p>標仕第1編 1-1-1-23 (様式-5)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1039 697 1270">(3) 品質証明</td> <td data-bbox="697 1039 1181 1270"> <p>① 品質証明員が工事施工途中において必要と認める時期及び検査の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出する。別紙-3</p> <p>② 品質証明員届の提出。別紙-4</p> </td> <td data-bbox="1181 1039 1489 1270"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1270 697 1459">(4) 工事施工の立会 (確認も含む)</td> <td data-bbox="697 1270 1181 1459"> <p>設計図書において、監督職員の立会のうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。</p> </td> <td data-bbox="1181 1270 1489 1459"> <p>約款 第15条 (監督員の立会い及び工事記録の整備等)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-24</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1459 697 1606">(5) 工事施工状況の確認 (段階確認)</td> <td data-bbox="697 1459 1181 1606"> <p>設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、臨場等により確認を行う。</p> </td> <td data-bbox="1181 1459 1489 1606"> <p>標仕第1編 1-1-1-24 (様式-6)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1606 697 1795">(6) 工事施工状況の把握</td> <td data-bbox="697 1606 1181 1795"> <p>主要な工種について、別表3に基づき適宜臨場等により把握を行う。</p> </td> <td data-bbox="1181 1606 1489 1795"> <p>(様式-7)</p> </td> </tr> </table>		<p>③支給（貸与）品の確認</p> <p>④事業損失防止家屋調査結果の確認又は立会</p> <p>⑤受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥工事区域用地の把握</p> <p>⑦その他必要な事項</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-20</p> <p>標仕第1編 1-1-1-44</p> <p>約款 第17条 (工事用地の確保等)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-10</p>	(2) 指定材料の確認	<p>別表1及び設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに確認する。</p>	<p>約款第14条（工事材料の品質及び検査等）</p> <p>約款第15条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）</p> <p>標仕第1編 1-1-1-23 (様式-5)</p>	(3) 品質証明	<p>① 品質証明員が工事施工途中において必要と認める時期及び検査の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出する。別紙-3</p> <p>② 品質証明員届の提出。別紙-4</p>		(4) 工事施工の立会 (確認も含む)	<p>設計図書において、監督職員の立会のうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。</p>	<p>約款 第15条 (監督員の立会い及び工事記録の整備等)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-24</p>	(5) 工事施工状況の確認 (段階確認)	<p>設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、臨場等により確認を行う。</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-24 (様式-6)</p>	(6) 工事施工状況の把握	<p>主要な工種について、別表3に基づき適宜臨場等により把握を行う。</p>	<p>(様式-7)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1587 346 1831 787"></td> <td data-bbox="1831 346 2315 787"> <p>③支給（貸与）品の確認</p> <p>④事業損失防止家屋調査結果の確認又は立会</p> <p>⑤受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥工事区域用地の把握</p> <p>⑦その他必要な事項</p> </td> <td data-bbox="2315 346 2623 787"> <p>標仕第1編 1-1-1-20</p> <p>標仕第1編 1-1-1-44</p> <p>約款 第17条 (工事用地の確保等)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-10</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1587 787 1831 1039">(2) 指定材料の確認</td> <td data-bbox="1831 787 2315 1039"> <p>別表1及び設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに確認する。</p> </td> <td data-bbox="2315 787 2623 1039"> <p>約款第14条（工事材料の品質及び検査等）</p> <p>約款第15条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）</p> <p>標仕第1編 1-1-1-23 (様式-5 材料確認書(立会・机上))</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1587 1039 1831 1270">(3) 品質証明</td> <td data-bbox="1831 1039 2315 1270"> <p>① 品質証明員が工事施工途中において必要と認める時期及び検査の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出する。別紙-3</p> <p>② 品質証明員届の提出。別紙-4</p> </td> <td data-bbox="2315 1039 2623 1270"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1587 1270 1831 1459">(4) 工事施工の立会 (確認も含む)</td> <td data-bbox="1831 1270 2315 1459"> <p>設計図書において、監督職員の立会のうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。</p> </td> <td data-bbox="2315 1270 2623 1459"> <p>約款 第15条 (監督員の立会い及び工事記録の整備等)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-24</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1587 1459 1831 1606">(5) 工事施工状況の確認 (段階確認)</td> <td data-bbox="1831 1459 2315 1606"> <p>設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、臨場等により確認を行う。</p> </td> <td data-bbox="2315 1459 2623 1606"> <p>標仕第1編 1-1-1-24 (様式-6 段階確認書(立会・机上))</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1587 1606 1831 1795">(6) 工事施工状況の把握</td> <td data-bbox="1831 1606 2315 1795"> <p>主要な工種について、別表3に基づき適宜臨場等により把握を行う。</p> </td> <td data-bbox="2315 1606 2623 1795"> <p>(様式-7 施工状況把握票) 監督員等作成様式</p> </td> </tr> </table>		<p>③支給（貸与）品の確認</p> <p>④事業損失防止家屋調査結果の確認又は立会</p> <p>⑤受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥工事区域用地の把握</p> <p>⑦その他必要な事項</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-20</p> <p>標仕第1編 1-1-1-44</p> <p>約款 第17条 (工事用地の確保等)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-10</p>	(2) 指定材料の確認	<p>別表1及び設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに確認する。</p>	<p>約款第14条（工事材料の品質及び検査等）</p> <p>約款第15条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）</p> <p>標仕第1編 1-1-1-23 (様式-5 材料確認書(立会・机上))</p>	(3) 品質証明	<p>① 品質証明員が工事施工途中において必要と認める時期及び検査の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出する。別紙-3</p> <p>② 品質証明員届の提出。別紙-4</p>		(4) 工事施工の立会 (確認も含む)	<p>設計図書において、監督職員の立会のうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。</p>	<p>約款 第15条 (監督員の立会い及び工事記録の整備等)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-24</p>	(5) 工事施工状況の確認 (段階確認)	<p>設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、臨場等により確認を行う。</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-24 (様式-6 段階確認書(立会・机上))</p>	(6) 工事施工状況の把握	<p>主要な工種について、別表3に基づき適宜臨場等により把握を行う。</p>	<p>(様式-7 施工状況把握票) 監督員等作成様式</p>	表記の見直し
	<p>③支給（貸与）品の確認</p> <p>④事業損失防止家屋調査結果の確認又は立会</p> <p>⑤受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥工事区域用地の把握</p> <p>⑦その他必要な事項</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-20</p> <p>標仕第1編 1-1-1-44</p> <p>約款 第17条 (工事用地の確保等)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-10</p>																																						
(2) 指定材料の確認	<p>別表1及び設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに確認する。</p>	<p>約款第14条（工事材料の品質及び検査等）</p> <p>約款第15条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）</p> <p>標仕第1編 1-1-1-23 (様式-5)</p>																																						
(3) 品質証明	<p>① 品質証明員が工事施工途中において必要と認める時期及び検査の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出する。別紙-3</p> <p>② 品質証明員届の提出。別紙-4</p>																																							
(4) 工事施工の立会 (確認も含む)	<p>設計図書において、監督職員の立会のうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。</p>	<p>約款 第15条 (監督員の立会い及び工事記録の整備等)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-24</p>																																						
(5) 工事施工状況の確認 (段階確認)	<p>設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、臨場等により確認を行う。</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-24 (様式-6)</p>																																						
(6) 工事施工状況の把握	<p>主要な工種について、別表3に基づき適宜臨場等により把握を行う。</p>	<p>(様式-7)</p>																																						
	<p>③支給（貸与）品の確認</p> <p>④事業損失防止家屋調査結果の確認又は立会</p> <p>⑤受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥工事区域用地の把握</p> <p>⑦その他必要な事項</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-20</p> <p>標仕第1編 1-1-1-44</p> <p>約款 第17条 (工事用地の確保等)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-10</p>																																						
(2) 指定材料の確認	<p>別表1及び設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに確認する。</p>	<p>約款第14条（工事材料の品質及び検査等）</p> <p>約款第15条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）</p> <p>標仕第1編 1-1-1-23 (様式-5 材料確認書(立会・机上))</p>																																						
(3) 品質証明	<p>① 品質証明員が工事施工途中において必要と認める時期及び検査の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出する。別紙-3</p> <p>② 品質証明員届の提出。別紙-4</p>																																							
(4) 工事施工の立会 (確認も含む)	<p>設計図書において、監督職員の立会のうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。</p>	<p>約款 第15条 (監督員の立会い及び工事記録の整備等)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-24</p>																																						
(5) 工事施工状況の確認 (段階確認)	<p>設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、臨場等により確認を行う。</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-24 (様式-6 段階確認書(立会・机上))</p>																																						
(6) 工事施工状況の把握	<p>主要な工種について、別表3に基づき適宜臨場等により把握を行う。</p>	<p>(様式-7 施工状況把握票) 監督員等作成様式</p>																																						

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和8年1月20日以降適用版)	改定案(令和8年4月以降適用版)	改定理由																																																																																																																
16	別表 1	<p>別表 1</p> <p style="text-align: center;">指定材料の品質確認一覧</p> <table border="1" data-bbox="445 457 1469 1654"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>確認材料名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鋼材</td> <td>構造用圧延鋼材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プレストレストコンクリート用鋼材(ポストテンション)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼製ぐい及び鋼矢板</td> <td>仮設材は除く</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">セメント及び混和材</td> <td>セメント</td> <td>JIS マーク表示品以外</td> </tr> <tr> <td>混和材料</td> <td>JIS マーク表示品以外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">セメントコンクリート製品</td> <td>セメントコンクリート製品一般</td> <td>製造管理技術委員会認定以外 県土木部承認以外 県農地部指定以外 JIS マーク表示品以外</td> </tr> <tr> <td>コンクリート杭、コンクリート矢板</td> <td>JIS マーク表示品以外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">塗料</td> <td>塗料一般</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レディーミクストコンクリート</td> <td>JIS マーク表示品以外</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他</td> <td>アスファルト混合物</td> <td>事前審査制度の認定混合物を除く</td> </tr> <tr> <td>場所打ち杭用レディーミクストコンクリート</td> <td>JIS マーク表示品以外</td> </tr> <tr> <td>薬液注入剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種子・肥料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かごマット</td> <td>鋼線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)</td> </tr> <tr> <td>袋型根固め用袋材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川護岸用吸い出し防止材(シート)</td> <td>引張強度 9.8kN/m以上</td> </tr> <tr> <td>遮水シートB</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場発成品</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 本表で日本下水道協会規格(JSWAS)製品はJISマーク表示品に準じて扱う。 2 上表のほか特殊な製品等は設計図書において指定し、確認すること。 (監督行為: 受注者の提出した見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに、監督員が確認する。)</p>	区分	確認材料名	摘要	鋼材	構造用圧延鋼材		プレストレストコンクリート用鋼材(ポストテンション)		鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く	セメント及び混和材	セメント	JIS マーク表示品以外	混和材料	JIS マーク表示品以外	セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	製造管理技術委員会認定以外 県土木部承認以外 県農地部指定以外 JIS マーク表示品以外	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS マーク表示品以外	塗料	塗料一般		レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示品以外	その他	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く	場所打ち杭用レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示品以外	薬液注入剤		種子・肥料		薬剤		かごマット	鋼線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)	袋型根固め用袋材		河川護岸用吸い出し防止材(シート)	引張強度 9.8kN/m以上	遮水シートB		現場発成品		<p>別表 1</p> <p style="text-align: center;">指定材料の品質確認一覧</p> <table border="1" data-bbox="1632 457 2617 1564"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>確認材料名</th> <th>摘要</th> <th>対象外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鋼材</td> <td>構造用圧延鋼材</td> <td>すべての工事材料が対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プレストレストコンクリート用鋼材(ポストテンション)</td> <td>すべての工事材料が対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼製ぐい及び鋼矢板</td> <td>すべての工事材料が対象</td> <td>仮設材は除く</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">セメント及び混和材料</td> <td>セメント</td> <td></td> <td>JIS マーク表示品以外</td> </tr> <tr> <td>混和材料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">セメントコンクリート製品</td> <td>セメントコンクリート製品</td> <td></td> <td>JIS マーク表示品 製造管理技術委員会認定品 県土木部承認品 県農地部指定品以外</td> </tr> <tr> <td>コンクリート杭、コンクリート矢板</td> <td></td> <td>JIS マーク表示品以外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">塗料</td> <td>塗料一般</td> <td>すべての工事材料が対象</td> <td>路面標示用塗料</td> </tr> <tr> <td>レディーミクストコンクリート</td> <td></td> <td>JIS マーク表示品以外</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他</td> <td>アスファルト混合物</td> <td></td> <td>アスファルト混合物事前審査制度の認定混合物を除く</td> </tr> <tr> <td>場所打ち杭用レディーミクストコンクリート</td> <td></td> <td>JIS マーク表示品以外</td> </tr> <tr> <td>薬液注入材</td> <td>すべての工事材料が対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種子・肥料</td> <td></td> <td>小口、路肩等のすり付けの植生土のう</td> </tr> <tr> <td>薬剤</td> <td>すべての工事材料が対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かごマット</td> <td>鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>袋型根固め用袋材</td> <td>すべての工事材料が対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川護岸用吸い出し防止材(シート)</td> <td>引張強度 9.8kN/m以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遮水シートB</td> <td>すべての工事材料が対象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場発成品</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 本表で日本下水道協会規格(JSWAS)製品はJISマーク表示品に準じて扱う。 2. 上表(指定材料)のほか特殊な製品等は設計図書において指定し、受注者の提出した見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに、監督員が確認すること。</p>	区分	確認材料名	摘要	対象外	鋼材	構造用圧延鋼材	すべての工事材料が対象		プレストレストコンクリート用鋼材(ポストテンション)	すべての工事材料が対象		鋼製ぐい及び鋼矢板	すべての工事材料が対象	仮設材は除く	セメント及び混和材料	セメント		JIS マーク表示品以外	混和材料			セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品		JIS マーク表示品 製造管理技術委員会認定品 県土木部承認品 県農地部指定品以外	コンクリート杭、コンクリート矢板		JIS マーク表示品以外	塗料	塗料一般	すべての工事材料が対象	路面標示用塗料	レディーミクストコンクリート		JIS マーク表示品以外	その他	アスファルト混合物		アスファルト混合物事前審査制度の認定混合物を除く	場所打ち杭用レディーミクストコンクリート		JIS マーク表示品以外	薬液注入材	すべての工事材料が対象		種子・肥料		小口、路肩等のすり付けの植生土のう	薬剤	すべての工事材料が対象		かごマット	鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)		袋型根固め用袋材	すべての工事材料が対象		河川護岸用吸い出し防止材(シート)	引張強度 9.8kN/m以上		遮水シートB	すべての工事材料が対象		現場発成品			<p>表記の見直し</p>
区分	確認材料名	摘要																																																																																																																		
鋼材	構造用圧延鋼材																																																																																																																			
	プレストレストコンクリート用鋼材(ポストテンション)																																																																																																																			
	鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く																																																																																																																		
セメント及び混和材	セメント	JIS マーク表示品以外																																																																																																																		
	混和材料	JIS マーク表示品以外																																																																																																																		
セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	製造管理技術委員会認定以外 県土木部承認以外 県農地部指定以外 JIS マーク表示品以外																																																																																																																		
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS マーク表示品以外																																																																																																																		
塗料	塗料一般																																																																																																																			
	レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示品以外																																																																																																																		
その他	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く																																																																																																																		
	場所打ち杭用レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示品以外																																																																																																																		
	薬液注入剤																																																																																																																			
	種子・肥料																																																																																																																			
	薬剤																																																																																																																			
	かごマット	鋼線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)																																																																																																																		
	袋型根固め用袋材																																																																																																																			
	河川護岸用吸い出し防止材(シート)	引張強度 9.8kN/m以上																																																																																																																		
	遮水シートB																																																																																																																			
	現場発成品																																																																																																																			
区分	確認材料名	摘要	対象外																																																																																																																	
鋼材	構造用圧延鋼材	すべての工事材料が対象																																																																																																																		
	プレストレストコンクリート用鋼材(ポストテンション)	すべての工事材料が対象																																																																																																																		
	鋼製ぐい及び鋼矢板	すべての工事材料が対象	仮設材は除く																																																																																																																	
セメント及び混和材料	セメント		JIS マーク表示品以外																																																																																																																	
	混和材料																																																																																																																			
セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品		JIS マーク表示品 製造管理技術委員会認定品 県土木部承認品 県農地部指定品以外																																																																																																																	
	コンクリート杭、コンクリート矢板		JIS マーク表示品以外																																																																																																																	
塗料	塗料一般	すべての工事材料が対象	路面標示用塗料																																																																																																																	
	レディーミクストコンクリート		JIS マーク表示品以外																																																																																																																	
その他	アスファルト混合物		アスファルト混合物事前審査制度の認定混合物を除く																																																																																																																	
	場所打ち杭用レディーミクストコンクリート		JIS マーク表示品以外																																																																																																																	
	薬液注入材	すべての工事材料が対象																																																																																																																		
	種子・肥料		小口、路肩等のすり付けの植生土のう																																																																																																																	
	薬剤	すべての工事材料が対象																																																																																																																		
	かごマット	鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)																																																																																																																		
	袋型根固め用袋材	すべての工事材料が対象																																																																																																																		
	河川護岸用吸い出し防止材(シート)	引張強度 9.8kN/m以上																																																																																																																		
	遮水シートB	すべての工事材料が対象																																																																																																																		
	現場発成品																																																																																																																			